（案）

電子計算機の賃貸借及び ソフトウェアの提供に関する契約書

電子計算機の賃貸借及びソフトウェアの提供に関する契約書

木津川市（以下「甲」という。）と　　　　　　　　（以下「乙」という。）と　　　　　　　　（以下「丙」という。）とは、丙所有の電子計算機及び関連機器（以下「機器」という。）の賃貸借及びソフトウェアの提供に関し、乙が責任をもって丙をして賃貸並びに提供させることについて、次のとおり契約を締結する。

概要書

Ⅰ．電子計算機の賃貸借

１．機器名及び数量　：　木津川市立小中学校ＩＣＴ情報教育推進機器整備事業
（明細は、別紙明細表１のとおり）

２．機器の賃貸料　：　Ⅲに記載のとおり

３．機器の据付場所　：

木津川市相楽清水１番地	木津川市立相楽小学校
木津川市兜台４丁目４番地１	木津川市立高の原小学校
木津川市相楽台５丁目１７番地	木津川市立相楽台小学校
木津川市木津川台２丁目４番地	木津川市立木津川台小学校
木津川市梅美台４丁目２６番地	木津川市立梅美台小学校
木津川市加茂里西上田１１番地１	木津川市立加茂小学校
木津川市加茂町例幣中切 31･32 番地	木津川市立恭仁小学校
木津川市南加茂台１２丁目１１番地	木津川市立南加茂台小学校
木津川市山城町上狛学校１番地	木津川市立上狛小学校
木津川市山城町綺田局塚１４番地	木津川市立棚倉小学校
木津川市相楽高下４番地８	木津川市立木津中学校
木津川市州見台４丁目２６番地	木津川市立木津南中学校
木津川市加茂町大野鳥田７５番地	木津川市立泉川中学校
木津川市山城町椿井柳田３３番地	木津川市立山城中学校

Ⅱ．ソフトウェアの提供

１．ソフトウェア名及び数量　：　ＩＣＴ教育用ソフトウェア
（明細は、別紙明細表２のとおり）

２．ソフトウェアの提供料　：　Ⅲに記載のとおり

Ⅲ．月額料金の取引金額

１．機　器　の　賃　貸　料（月額）　　　　　　　　円

２．ソフトウェアの提供料（月額）　　　　　　　　円

３．月　　額　　料　　金　　　　　　　　　　　　円

４．消費税額及び地方消費税額（月額）　　　　　　円

５．月額料金の取引金額　　　　　　　　　　　　円

Ⅳ．契　約　期　間　　：　平成　　年　　月　　日から

平成　　年　　月　　日まで

契　約　条　項

第１章　総　　則

（契約の趣旨）

第１条　甲に対する機器の賃貸借及びソフトウェアの提供に関する契約の内容については、この契約条項による。

２　前項にかかわらず、頭書に機器賃貸料の記載がない場合は、機器の賃貸借に関するこの契約の各条項は適用されないものとし、ソフトウェア提供料の記載がない場合は、ソフトウェアの提供に関する契約の各条項は適用されないものとする。

３　乙は、丙をして、この契約に基づく乙の債務を履行させるものとし、もし、丙が債務を履行しない場合は、乙が当該債務を履行する。

第２章　機器の賃貸借

（機器の引渡）

第２条　甲は、機器の納入を受けたのち、引渡が完了したことを確認する丙所定の「引渡完了通知書」を丙に提出する。

２　甲は、納入時期までに据付場所において機器の受入準備を完了する。

３　機器の納入及び調整等に要する費用は、乙の負担とする。

（丙の所有権表示）

第３条　丙は、機器に丙の所有に属する旨の表示を行う。

２　甲は、前項の表示を汚染したり、取り外してはならない。

（機器の保守）

第４条　引渡し後の機器の保守については、甲の負担とする。

（補給品）

第５条　甲が機器に使用するフレキシブルディスクカートリッジ、プリンタ用インクリボンその他の補給品は、機器製造会社所定の標準仕様に適合するものとする。

２　前項に規定する規格品以外のものを使用した場合に生じた機器の事故については、甲の責任とする。

（他の機械器具の取付、機器の改造、移転）

第６条　甲は、次に定める事項については、あらかじめ丙の文書による承諾を必要とする。

(1)　機器に他の機械器具を取付ける場合

(2)　機器を改造する場合

(3)　機器を頭書記載の据付場所から移転する場合

２　前項の場合に要する費用は、いずれも甲の負担とする。
（乙及び丙の責任制限）
第７条　乙及び丙は、プログラムに起因する機器の動作停止、故障、事故等によって甲に生じた損害については、一切の責任を負わない。
（保険）
第８条　丙は、機器に動産総合保険を付保し、その保険料は丙が負担する。
（機器の引取）
第９条　この契約が解約されたときは､乙及び丙は解約された機器を速やかに引き取る。
２　甲は、機器の引取が完了するまで善良なる管理者の注意をもって機器を管理しなければならない。
３　機器の引取時の解体、荷造り及び丙指定場所までの運送に要する費用は、甲の負担とする。
４　機器引取後の据付場所の修復費用は、甲の負担とする。

第３章　ソフトウェアの提供

（ソフトウェアの定義）
第10条 この契約でソフトウェアとは、甲が、著作権者等適法な権原を有する者との間でソフトウェアの使用許諾契約を締結することを前提に、丙から提供されるものをいい、記録媒体、パッケージ及び取扱説明書等を含む。
（ソフトウェアの検収）
第11条 甲は、ソフトウェアの納入を受けたのち、検収が完了したことを確認する丙所定の「検収完了通知書」を丙に提出する。
２　ソフトウェアの納入及び調整等に要する費用は、乙の負担とする。
（ソフトウェアの複製等）
第12条 甲は､第10条のソフトウェア使用許諾契約において認められている場合以外は、ソフトウェアの複製・改変は一切できない。
（ソフトウェアの滅却）
第13条 甲は、解約されたソフトウェア（記録媒体、パッケージ及び添付された取扱説明書並びに第10条の使用許諾契約に認められている範囲で、複製・改変したものを含む。）について、解約日後直ちに滅却するものとし、解約日から１カ月以内にその滅却を証明する「ソフトウェア滅却証明書」を丙に提出する。

第４章　共　通　事　項

（月額料金）

第１4条　機器の賃貸料及びソフトウェアの提供料（以下あわせて「月額料金」という。）は、頭書記載の金額とする。ただし、契約期間に１カ月未満の端数が生じた場合は、当該月の暦日数を分母とする日割計算により算出する。

（消費税及び地方消費税）

第１5条　消費税額及び地方消費税額（以下「消費税額等」という。）は、前条に定める月額料金並びにこの契約に基づき、甲が乙又は丙に支払うべき費用の金額に対し、消費税法第２８条第１項及び第２９条並びに地方税法第７２条の８２及び第７２条の８３の規定に基づき算出する。

２　消費税額等の算出に際して、１円未満の端数が生じた場合は、当該端数は切り捨てる。

（月額料金の取引金額の請求及び支払）

第１6条　丙は、月額料金及び消費税額等について、使用月の翌月初めに請求を行い、甲は、支払請求書を受理した日から３０日以内に丙に支払う。

２　甲の責に帰する事由により、前項の期限内に支払がなかった場合は、丙は、その請求金額につき、年２．９％の割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

（技術指導等）

第１7条　この契約に定める機器並びにソフトウェアに関し、甲が必要とする技術指導及びバージョンアップ等に要する費用は、甲の負担とする。

（善良なる管理者の注意等）

第１8条　甲は、機器の据付場所をあらかじめ機器製造会社の定める基準により機器のために良好な環境に保持すること等、善良なる管理者の注意をもって機器及びソフトウェアを管理する。

２　甲は、機器の使用に際しては、それらに添付される取扱説明書等に定めるとおりの用法及び用途にのみ使用する。

３　甲は、機器及びこの契約に基づく賃借権等を第三者の権利の目的物とすることはできない。

４　甲は、この契約に定めるソフトウェア及びその複製物を第三者に提供してはならない。

（損害賠償）

第１9条　丙は、甲の故意又は過失によって、機器及びソフトウェアに盗難、滅失、毀損等の事故が発生し、損害を受けた場合、甲に対してその賠償を請求することができる。

（立入権及び秘密保持）

第２0条　乙及び丙は、甲の承諾を得た上で乙、丙及び丙が業務を委託した保守会社等の従業員を、機器及びソフトウェアの納入、管理又は機器の保守等のため、甲立会いのもと、機器の据付場所に立入らせることができる。この場合、乙、丙及び保守会社等は、当該従業員に必ず身分証明書を携行させるものとする。

２　乙、丙及び保守会社は、前項の立入に際して知得した甲の業務上の秘密を外部に漏洩してはならない。

（通知義務）

第２1条　次の場合、甲は、遅滞なく乙及び丙に通知しなければならない。

(1)　機器及びソフトウェアにつき、乙及び丙の権利を侵害するような事態が発生したとき、又はそのおそれがあるとき。

(2)　機器及びソフトウェアにつき、盗難、滅失、毀損等の事故が発生したとき。

（無償譲渡）

第２2条　丙は、賃貸借期間が満了したときは、当該機器及びソフトウェアを甲に無償譲渡するものとする。

（契約の解約）

第２3条　甲は、この契約に定める機器及びソフトウェアの全部又は一部を解約しようとする場合は、解約しようとする日の３カ月前までに乙及び丙に文書にて申し出るものとする。

（契約の不履行）

第２4条　甲又は乙及び丙は、相手方が正当な理由なくしてこの契約に定める債務を履行しない場合には、文書をもって催告を行ったのち、この契約を解除することができる。この場合において、甲又は乙及び丙は、相手方から損害を受けたときは、その損害の賠償を相手方に請求することができる。

（特約条項）

第２5条　甲は、翌年度以降の甲の歳入歳出予算において、丙に支払う月額料金について減額があったときは、甲・乙・丙協議の上、契約を変更することができる。この場合において、甲が、丙に損害を与えたときは、丙は、その損害の賠償を甲に対して請求することができる。

（協議）

第２6条　この契約に定めない事項又はこの契約の履行について疑義を生じた場合は、甲・乙・丙間で協議して決定する。

（個人情報の保護）

第２7条　乙及び丙は、この契約を履行するための個人情報の取り扱いについては、木津川市個人情報保護条例第１４条の規定を遵守し、別紙、個人情報保護に関する特記仕様書のとおり個人情報を保護しなければならない。

この契約締結の証として本書３通を作成し、甲・乙・丙記名押印の上、各１通を保有する。

平成　　年　　月　　日

甲　　　　京都府木津川市木津南垣外１１０番地９

木　津　川　市

木津川市長　　　河　井　　規　子

乙

丙